

○久留米大学自己点検・評価規程

〔平成7年2月24日〕
〔規程第6－9号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、久留米大学（以下「本学」という。）の使命及び理念・目的の達成度を検証するため、本学における自己点検・評価に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 自己点検・評価は、本学の理念・目的に現状を照らし、教育・研究・診療水準の向上及び社会への貢献をはかり、もって、本学の社会的使命の達成に寄与するとともに、これらの活動を支えるよりよい環境や諸条件を整備し、将来に亘り、本学の不断の改革・改善を図ることを目的とする。

2 前項に定める目的を達成するため、PDCAサイクル等を適切に機能させ、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを本学自らの責任で説明し証明していく内部質保証の取組みに努めることとする。

(範囲)

第3条 自己点検・評価の対象となる範囲は、教育・研究・診療・社会への貢献及びそれらの管理運営並びに経営の各分野とする。

(組織)

第4条 本学は、自己点検・評価を実施するため、次の委員会を置く。

- (1) 全学自己点検・評価委員会
- (2) 大学専門自己点検・評価委員会
- (3) 個別自己点検・評価委員会

2 前項に定める委員会の組織、審議事項、運営方針等については、別に定める。

(実施)

第5条 自己点検・評価については、教育・研究・診療・社会への貢献の質的水準の維持・向上を図るため、常に自主的・自律的に行うものとする。

2 第3条の対象となる各分野における部分的実施及び個別的实施は、第4条に定める各委員会がそれぞれ行うものとする。

(外部検証)

第6条 自己点検・評価については、外部評価（本学が選任した本学以外の者による評価）、第三者評価（本学から独立した客観的立場の者による評価で、認証評価機関による評価を含む）又はその両評価により多面的に外部検証を行うものとする。

(結果の公表)

第7条 自己点検・評価の公表の範囲・方法等については、全学自己点検・評価委員会で定める。

(結果の活用)

第8条 教職員及び学内諸機関は、自己点検・評価の結果を真摯に受けとめ、第3条に定める各分野において、それぞれの活動水準の向上と活性化に努めるものとする。

2 理事長及び学長は、自己点検・評価の結果に基づき、改善策の検討が適切と認められるものについては、速やかに学内審議機関に諮り、改善策の具体化に努めるものとする。

(条件整備)

第9条 理事長及び学長は、本学における自己点検・評価への取り組みを可能にする人的、物的、資金的な条件の整備に努めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成7年2月24日から施行する。

2 久留米大学自己点検・評価委員会要綱（平成5年4月22日制定）及び法人自己点検・評価委員会要綱（平成5年4月22日制定）は、この規程の施行の日から廃止する。

附 則（14. 4. 26）

この規程は、平成14年4月26日から施行する。

附 則（14. 12. 20）

この規程は、平成14年12月20日から施行する。

附 則（17. 2. 25）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（1. 5. 24）

この規程は、令和元年6月1日から施行する。